

大都市東京における 介護人材確保に関する請願

請願内容

現在、都内では介護人材不足が深刻化しています。東京労働局の調査では、介護サービス職種に対する有効求人倍率は6.4倍で、1人の求職者を6つの事業者が必要とする状況です。都内全業種の2.06倍、全国全業種の1.45倍と比べてもその深刻さは明らかです。新しい施設を整備しても、人材不足のためにベッドが長期間空くことも珍しくありません。

その主な理由は、介護報酬が、大都市東京の高い人件費に加えて物価、賃借料などを反映していないため、区部、市町村部ともに介護事業者の経営が厳しく、職員の待遇改善が困難なためです。実際、介護報酬についての人件費率は、東京23区を含め、北海道から沖縄県まで全国一律(施設サービスで45%、

在宅サービスで55~70%)に設定されていますが、大都市部事業者の実態とは著しく異なります。

東京都の推計では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、毎年2,800人の介護職員の増員が必要です。しかし現在の状況が続くと、それも困難と言わざるを得ず、都内の高齢者にとって、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける上での影響も危惧されます。

都内の事業者は、質の高い人材の確保・育成・定着を進めるべく経営の強化に取り組んできましたが、それにも限界があります。

大都市部の事業者に厳しい介護報酬を、地域の特性を反映した仕組みに改めることが必要です。

請願項目

都内の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、人材不足を解消し、福祉・介護の現場で質の高い人材の確保・育成・定着を進めることが不可欠です。

そのため、特に大都市部の事業者に厳しい介護報酬を、地域の特性を反映した仕組みに改めることを求めます。

- 1 介護報酬に関わる人件費の割合を、全国一律ではなく、都道府県ごとの実態に応じた人件費率に見直すことを求めます。**
- 2 介護報酬の上乗せ割合に、人件費だけではなく、物価や土地・建物の賃借料についても勘案することを求めます。**

お名前	ご住所	※都道府県名よりご記入ください。 ※「同上」や「〃」等の省略はしないでください。 ※自筆により、ボールペンでお書きください。

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 **東京都高齢者福祉施設協議会**

〔住所〕〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1

〔電話〕03-3268-7172〔ファックス〕03-3268-0635〔ホームページ〕<http://www.tcs.w.tvac.or.jp/bukai/kourei/>

※ご記入いただいた個人情報は「社会福祉法人東京都社会福祉協議会 個人情報保護規程」に基づき適切に管理するとともに、本件以外の目的では使用いたしません。くわしくは東京都社会福祉協議会ウェブサイトをご覧ください。

大都市東京の介護人材確保のために



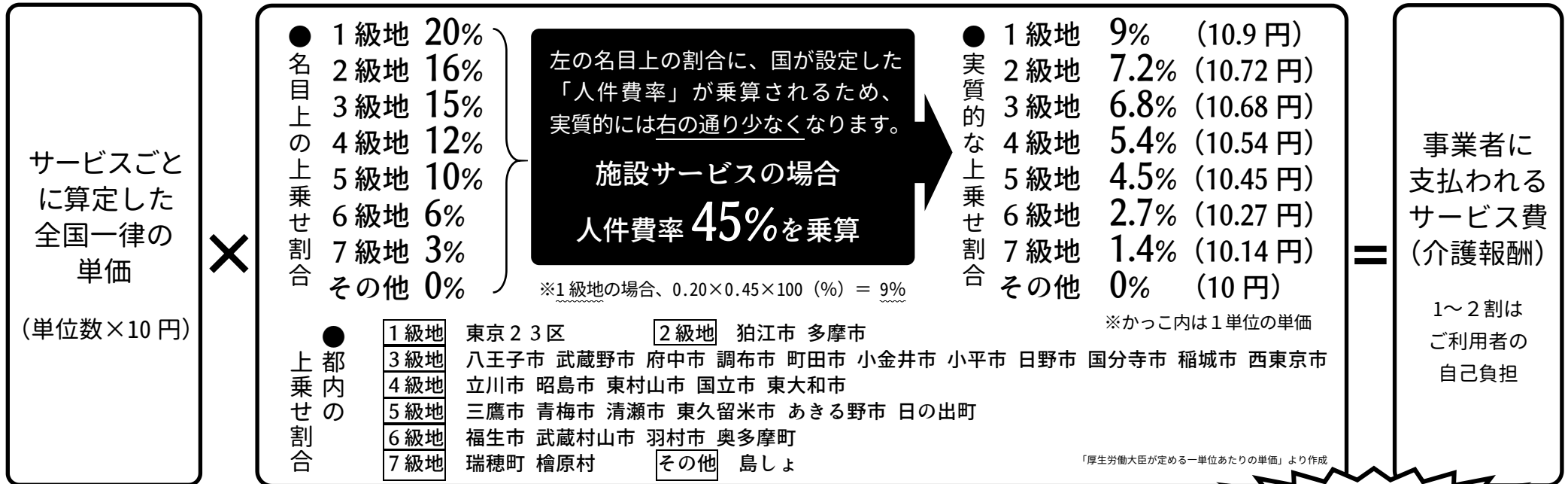
都内では今、介護人材の不足が深刻化しています。このままでは、高齢者の生活に影響を及ぼしかねません。

人材不足の背景には、介護報酬に、都市部の高い人件費や物価、賃借料などが十分に反映されないため、東京では区部、市町村部ともに介護事業者の経営が厳しい事情があります。

東京の高齢者福祉を発展させるためには、介護報酬を、地域の特性を反映した仕組みに改める必要があります。

介護報酬のしくみ

- サービスごとの単価（全国一律）に、上乗せ割合にもとづく1単位の単価を乗じた額が、事業者を支払われます。
- 上乗せ割合は、地域ごとの人件費の差を調整するため、公務員の地域手当に準拠して設定されています。
- 全国423の区市町村に上乗せ割合が設定されています（東京は下記の通り）。



「厚生労働大臣が定める一単位あたりの単価」より作成

東京の現状

- 人件費率は、国の設定する数値よりも高いことがあきらかになっています。
- 賃金・物価・賃借料のいずれも全国平均より高い現状です。

人件費や物価に応じた上乗せが必要!

特別養護老人ホーム(特養・民設民営)の人件費率

本会「平成27年度特別養護老人ホーム経営実態調査」より

国の設定 **45%** 東京の現状 **66.1%**

※派遣等の委託費を含めると72.3%

介護職員の月給 全国平均の約 **1.2倍**

介護労働安定センター「平成27年度介護労働実態調査」にもとづき算出

最低賃金 全国平均の約 **1.2倍**

厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」にもとづき算出

物価の差 全国平均の約 **1.05倍**

総務省統計局「2016年10大費目別消費者物価地域差指数」にもとづき算出

家賃 全国平均の約 **1.97倍**

総務省統計局「統計でみる都道府県のすがた2017」にもとづき算出

上乗せ割合を、①人件費率を都道府県の実態に応じて見直すこと、②物価や賃借料を勘案することが必要です。